

意見募集を行った案からの変更点

<土地関係>

【変更箇所】 固定資産評価基準第1章第2節三4、同第3節三4（2）及び同第7節三4

【変更理由】 主従関係をより明らかにするため、「指定市町村以外の市町村の長」等の語句の挿入位置を変更した。また、「当該市町村」の意味をより明確にするため、「当該報告をすることができない市町村」と改めた。

変更箇所	変更前	変更後
固定資産評価基準第1章第2節三4、同第3節三4（2）及び同第7節三4	<p>固定資産評価基準第1章第2節三4 「事情により、3の（1）に定める2と同様の方法によつて行ふとされるもののうち、<u>指定市町村以外の市町村の長が</u>2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該市町村を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、<u>当該市町村</u>については、2の（2）による報告が行われ次第、<u>当該市町村</u>を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」</p> <p>第3節三4（2） 「事情により、3の（1）に定める2と同様の方法によつて行ふとされるもののうち、<u>指定市以外の市町村の長が</u>2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該市町村を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、<u>当該市町村</u>については、2の（2）による報告が行われ次第、<u>当該市町村</u>を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」</p> <p>第7節三4 「事情により、3の（1）に定める2と同様の方法によつて行ふとされるもののうち、<u>指定市町村以外の市町村の長が</u>2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該市町村を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、<u>当該市町村</u>については、2の（2）による報告が行われ次第、<u>当該市町村</u>を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」</p>	<p>固定資産評価基準第1章第2節三4 「事情により、<u>指定市町村以外の市町村の長が</u>3の（1）に定める2と同様の方法によつて行ふとされるもののうち、2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は<u>当該報告をすることができない市町村</u>を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、<u>当該報告をすることができない市町村</u>については、2の（2）による報告が行われ次第、<u>当該報告をすることができない市町村</u>を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」</p> <p>第3節三4（2） 「事情により、<u>指定市以外の市町村の長が</u>3の（1）に定める2と同様の方法によつて行ふとされるもののうち、2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は<u>当該報告をすることができない市町村</u>を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、<u>当該報告をすることができない市町村</u>については、2の（2）による報告が行われ次第、<u>当該報告をすることができない市町村</u>を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」</p> <p>第7節三4 「事情により、<u>指定市町村以外の市町村の長が</u>3の（1）に定める2と同様の方法によつて行ふとされるもののうち、2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は<u>当該報告をすることができない市町村</u>を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、<u>当該報告をすることができない市町村</u>については、2の（2）による報告が行われ次第、<u>当該報告をすることができない市町村</u>を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」</p>